

災害時要援護者支援制度

市では、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害発生時に何らかの支援を必要とする方を対象とした「災害時要援護者支援台帳」を作成しています。この台帳を市および自治会、町内会組織、自主防災組織、消防団、民生児童委員などが共有することで、災害時要援護者の方を地域全体で連携して支援しています。

■対象者（在宅生活者のみ）

- ① 1人暮らしの65歳以上の方
- ② 65歳以上の方のみで構成された世帯員
- ③ 介護保険の要介護3以上の方
- ④ 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ⑤ 療育手帳A・A1・A2をお持ちの方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑦ その他難病などにより自力での避難判断、避難行動が困難な方

市が把握する上記の方には、8月中旬に申請書を発送しました。登録をご希望の方は、9月28日(金)までに、高齢介護課まで提出してください。対象となる方でも、個人情報提供に同意したという申請書がなければ、支援台帳には登録されません。

☎ 高齢介護課（内線159・160）

水道量水器の取り替えにご協力を

水道課では、計量法に基づく検定期限（8年）が満了となる前に、量水器の取り替えを実施しています。取り替え作業は、市が委託した水道工事指定店の作業員が行います。皆さんの敷地内での作業となりますので、ご協力をお願いします。

※作業員は、市が発行する身分証明書を携帯しています。

なお、量水器取り替え前後の検針は、通常通り検針員が行います。

実施日程 9月10日(月)～20日(木)

対象地区 土岐津町

対象家屋 対象地区で量水器の検定期限が満了する約750軒

施工業者 ▷東海住宅設備(株) ☎⑤3381

▷(株)猪野設備 ☎⑤3835

▷美濃冷暖(株) ☎⑤5352

☎ 水道課（内線125）

国民健康保険料率が決定しました

平成24年度国民健康保険の保険料率が、次の通り決まりました。市の国民健康保険事業の医療費は年々増加傾向にあり、特に高齢者の医療費や介護保険費が高くなってきています。保険料は1人当たり平均4.9%の上昇となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

■医療保険分

▷所得割=5.54/100 ▷資産割=30.0/100

▷均等割=被保険者1人当たり19,100円

▷平等割=1世帯当たり17,900円

■後期高齢者支援金分

▷所得割=1.85/100 ▷資産割=11.10/100

▷均等割=被保険者1人当たり8,000円

▷平等割=1世帯当たり6,700円

■介護保険分

▷所得割=1.66/100 ▷資産割=11.0/100

▷均等割=被保険者1人当たり7,800円

▷平等割=1世帯当たり4,900円

上記の保険料率で算定された年間保険料から、4～7月の仮算定保険料を差し引いた残りの保険料の納付書（口座振替の場合は保険料通知書）を加入世帯に送付します。

☎ 市民課保険年金係（内線132・133）

公社保有地を売却します

土岐市土地開発公社保有地（こぶしの里住宅団地）を一般競争入札により売却します。

■物件(土地)

所在地(地目)・地積・最低入札価格

▷鶴里町柿野入海道1545番地56（宅地）

389.55㎡・3,233,000円

▷鶴里町柿野入海道1545番地74（宅地）

334.47㎡・2,943,000円

▷鶴里町柿野入海道1545番地76（宅地）

334.89㎡・2,813,000円

■入札受付期間 8月15日(水)～9月21日(金)

詳しくは、市ホームページ

【トップページ>ビジネス】をご覧ください。

☎ 土岐市土地開発公社（総合政策課内・内線213）